

平成27年度事業計画

1、社会福祉法人愛護会の経営の基本方針

平成23年度から平成27年度の5ヶ年間を社会福祉法人愛護会の新体制づくり第2次5ヶ年計画期間と位置付け、基本方針、福祉事業の具体的方針、法人及び経営施設の経営課題、実践課題を定め、利用者の要望に応える福祉サービスの提供を実現する。

(法人定款第1条 目的)

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (1) 障害者支援施設（障がい者支援施設静山園）の設置経営
- (2) 障害者支援施設（障がい者支援施設希望の園）の設置経営
- (3) 障害者支援施設（障がい者支援施設興郷塾）の設置経営
- (4) 地域密着型特別養護老人ホーム愛護苑の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (1) 保育所金ヶ崎保育園の設置経営
- (2) 保育所東水沢保育園の設置経営
- (3) 保育所たんぼぼ保育園の設置経営
- (4) 保育所第二東水沢保育園の設置経営
- (5) 地域子育て支援拠点事業（金ヶ崎町子育て支援センター）
- (6) 地域子育て支援拠点事業（東水沢保育園）
- (7) 一時預かり事業（たんぼぼ保育園）
- (8) 一時預かり事業（第二東水沢保育園）
- (9) 病児保育事業（金ヶ崎保育園）
- (10) 病児保育事業（東水沢保育園）
- (11) 病児保育事業（たんぼぼ保育園）
- (12) 病児保育事業（第二東水沢保育園）
- (13) 障害福祉サービス事業（就労継続支援B型 障がい者福祉サービス事業所
フラワーセンターあいご）
- (14) 障害福祉サービス事業（就労継続支援B型 障がい者福祉サービス事業所

フレンドワーク・さくらかわ)

- (15) 障害福祉サービス事業 (短期入所事業所静山園)
- (16) 障害福祉サービス事業 (生活介護 生活介護事業所ときわ寮)
- (17) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 つばき荘)
- (18) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 垣ノ内荘)
- (19) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 すみれ荘)
- (20) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 あかつき荘)
- (21) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 グリーンホーム)
- (22) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 真城荘)
- (23) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 泉町北荘)
- (24) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 堤根荘)
- (25) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 めいわ荘)
- (26) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 下小谷木荘)
- (27) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 朝日荘2)
- (28) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 見分森荘)
- (29) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 よつば荘)
- (30) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 けやき荘)
- (31) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 朝日荘)
- (32) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 熊ノ堂荘)
- (33) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 東中荘)
- (34) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 こうめ荘)
- (35) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 あてるい荘)
- (36) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 かえで荘)
- (37) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 もみじ荘)
- (38) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 神明荘)
- (39) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 わかば荘)
- (40) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 さつき荘)
- (41) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 ひばり荘)
- (42) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 くるみ荘)
- (43) 障害福祉サービス事業 (共同生活援助 あかね荘)
- (44) 一般相談支援事業 (地域移行支援、地域定着支援 愛護会障害者相談支援センター)
- (45) 特定相談支援事業 (愛護会障害者相談支援センター)
- (46) 相談支援事業 (障害者就業・生活支援センター 生活支援等事業)
- (47) 地域活動支援センター (地域活動支援センターいこいの家)
- (48) 老人短期入所事業 (短期入所生活介護特別養護老人ホーム愛護苑)

(3) 公益を目的とする事業(法人定款第 30 条 種別)

- (1) 胆江障害者就業・生活支援センター設置運営

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
地域生活支援事業

2、愛護会の基本理念・信条

たった一人しかない自分を たった一度しかない人生を
本当に生かさなかつたら 人間生まれた甲斐がないじゃないか

3、福祉事業の基本方針

1 保育事業部会

たくましい子を生み育てるための研究と実践をすすめる
(保育事業部会事業計画参照)

2 障がい者援護事業部会

障がい者の生き甲斐を保障する環境（社会）づくりの研究と実践をすすめる
(障がい者援護事業部会事業計画参照)

3 障がい者地域生活援助事業部会

みんなの幸福を創り育てる福祉文化の構築をめざす研究と実践をすすめる
(障がい者地域生活援助事業部会の事業計画参照)

4 長寿福祉事業部会

長寿とやすらぎを提供する環境づくりの研究と実践をすすめる
(長寿福祉事業部会の事業計画参照)

5 法人本部事務局

社会福祉法人愛護会の事業の目的を達成するため、組織の長期安定と成長を生み出す
経営の研究と実践をすすめる
(愛護会法人本部事務局事業計画参照)

4、法人及び経営施設の経営課題、実践

1 新体制づくりの5つの課題

1. 法人の経営理念・信条、基本方針を全職員で共有し、浸透を図る
2. 職員の有する能力を充分発揮できる施設経営体制を確立する
3. マンネリ化したサービス提供体制を打破し、利用者の願いを満足させるサービス提供体制を早期に確立する
4. 自らの手により策定した「倫理綱領、行動指針(規範)」を遵守し職場規律を確立し、世の信頼を高める
5. 利用者の権利を擁護するサービスの質の向上につとめる

2 課題の実践（新体制づくりの重点課題）

①役職員の職務分担を明確にし、責任執行体制を確立する。

年1回責任執行が行われ、その成果が上がっているかを上司（理事長よりその職務を命ぜられたもの）により評価し、理事長に報告する。

②職務の分担は、事業部毎に部会長の責任において、業務内容を明確にし、理事長（理事会）の承認を得て執行する。

但し、各施設及び各セクションの管理職以外の職員の業務の分担は、関係施設長及び理事長より、任命されたセクションリーダー（管理職）が理事長（理事会）の承認を得て、業務の内容を明確にして、これを命ずる。

③法人本部事務局も各事業部同様、局長の責任において、業務内容を明確にし、理事長（理事会）の承認を得て執行する業務の実績評価を各事業部同様実施するものとする。

④職員の資質の向上

年1回実施する各職場における業務実績評価により、具体的資質の向上対策は関係する職場の上司（管理職々員）の責任に於いて行うものとする。

具体策として、法人の定める様式（目標管理シート）により、所属職員の掲げた目標とその達成度を確認し、改善点等があれば理由を付して理事長に報告する。

管理職の意識改革については、経営意識チェックリストにより行動達成度の自己評価を行い、資質向上の実現を図る。

⑤給与制度の改訂

福祉事業は、経験豊かな職員の力量が必要とされる職場ですから、給与も年功序列型の給与制度が基本となっているが、求められている福祉サービスの内容の質が高まるにつれ、サービスの提供者である職員の資質も又高められなければならない。したがって、年功序列型賃金制度から愛護会の組織に対する役割と責任、個人の保有能力に応じて報酬を支払う給与制度、職員の業務実績評価を実施し、職務内容の充実をはかる一方、その実績に見合う給与制度の早期確立をはかる。

3 終身処遇施設設置に向けての事業の推進

社会福祉法人愛護会で設置している障がい者援護施設の利用者・保護者の要望に応えるため、将来にわたり安心して生活のできる環境を提供できるよう事業の推進を図る。

また、地域密着型サービス事業の小規模特別養護老人ホームの運営の充実を図るとともに、高齢者に対する長寿とやすらぎを提供する環境づくりの研究を行い、関係機関の助言を得ながら事業の実践を進める。

4 具体的実践・対応策

平成23年度からの第2次新体制づくり5ヶ年計画について、上記5つの課題、実

践課題を継承し改革実践を推進する。具体的には、経営会議を中核として、事業部会別に掲げる新体制づくり5か年計画（アクションプラン及び工程表）により改革の進捗管理を行うとともに、第2次新体制づくり5ヶ年計画の総括を行う。

また、平成28年度からの第3次新体制づくり5ヶ年計画の策定を行う。